

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の一部を改正する条例（平成30年6月11日京都市条例第10号）（保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課）

旅館業法の一部改正等を踏まえ、旅館業の施設の構造設備の基準等について次の措置を講じることとしました。

- 1 旅館業の営業の種別のうち、ホテル営業及び旅館営業が廃止され、旅館・ホテル営業が新たに設けられたことに伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を定めることとしました。
- 2 旅館・ホテル営業を営む施設について、玄関帳場に代わる設備の設置が認められたことに伴い、本市における玄関帳場及び当該設備に関する基準を定めることとしました。
- 3 簡易宿所営業を営む施設のうち、一定の要件を満たす小規模のものについては、施設の外部に玄関帳場を設けることを認めることとしました。
- 4 施設の管理者等の駐在する場所を定めることとしました。

この条例は、平成30年6月15日から施行することとしました。



設」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 宿泊者の需要を満たすことができる数の大便器を設けること。

第8条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「利用者」を「宿泊者」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号イを削り、同号アに次のただし書を加える。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第8条第5号アを同号エとし、同号にアからウまでとして次のように加える。

ア 出入口及び窓を除き、客室と他の客室及び客室以外の施設との境は、壁又は板戸、ふすまその他これらに類するもの（固定されたものに限る。）で区画されたものであること。

イ 出入口及び窓は、鍵を掛けることができるものであること。

ウ 客室の外部から内部を見通すことを遮ることができる設備を有すること。

第8条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同号の前に次の1号を加える。

(4) 玄関帳場代替設備を設けるときは、施設の内部に旅館業法施行規則（以下「規則」という。）第4条の3第2号に規定する設備を有する部屋を設けること。

第9条を削る。

第10条第1項各号列記以外の部分中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、同項第2号中「玄関帳場その他これに類する設備」を「宿泊者との面接に適した玄関帳場」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 玄関、客室その他の簡易宿所営業の用途に供する施設（以下この号において「簡易宿所営業施設」という。）が存する建築物に住戸又は簡易宿所営業以外の営業の用途に供する施設が存するときは、当該簡易宿所営業施設が当該住戸又は簡易宿所営業以外の営業の用途に供する施設と明確に区画され、かつ、当該建築物の廊下、階段、出入口その他の避難施設に宿泊者と当該住戸の居住者の共用に供する部分が存しない構造とすること。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

第10条第2項前段中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に、「第8条第3号から第8号まで及び前条第1項第2号」を「前条第2号及び第5号から第9号まで」に改め、同項後段中「同号」を「同条第6号イ」に、「旅館営業」を「出入口及び窓」に、「簡易宿所営業」を「窓」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(小規模宿泊施設の構造設備の基準の特例)

第10条 小規模宿泊施設において簡易宿所営業を営むときは、前条第1項第2号及び同条第2項において準用する第8条第2号の規定にかかわらず、前条第1項第2号に規定する玄関帳場を当該小規模宿泊施設の外部に設けることができる。この場合において、当該小規模宿泊施設及び当該小規模宿泊施設の外部に設ける玄関帳場（以下「施設外玄関帳場」という。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 当該小規模宿泊施設の出入口は、鍵を掛けることができるものであること。
- (2) 当該小規模宿泊施設は、宿泊者が管理者（第18条第7項に規定する体制の責任者をいう。以下同じ。）と連絡を取ることができる電話機その他の機器を有すること。
- (3) 当該施設外玄関帳場は、当該小規模宿泊施設への人の出入りの状況を確認することができる設備を有すること。
- (4) 当該施設外玄関帳場は、当該小規模宿泊施設におおむね10分以内に到着することができる場所に設けること。

2 前条第1項第2号の規定にかかわらず、小規模宿泊施設であり、かつ、京町家（京都市京町家の保全及び継承に関する条例第2条第1号に規定する京町家をいう。）である施設については、玄関帳場を設けることを要しない。

第11条第1項各号列記以外の部分中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同条第2項前段中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に、「第8条第4号から第8号まで」を「第8条第5号から第9号まで」に、「第9条第1項第2号」を「第9条第1項第3号」に改め、同項後段中「同号中「旅館営業」とあるのは、」を「第8条第6号イ中「出入口及び窓」とあるのは「窓」と、第9条第1項第3号中「簡易宿所営業」とあるのは」に改める。

第17条第5項中「旅館業法施行規則」を「規則」に改める。

第18条第4項中「玄関帳場その他これに類する設備の設置場所」を「施設の内部又は施設外玄関帳場」に改め、「方法」の右に「(玄関帳場代替設備を設置している場合にあつては、面接と同等の方法として市長が認める方法)」を、「人数確認」の右に「並びに適切な鍵の受渡し(客室の出入口が鍵を掛けることができるものである場合に限る。)」を加え、同条第9項を同条第11項とし、同条第8項中「代表者名)」の右に「、管理者の連絡先(前項第2号の規定により、施設の内部に営業者が駐在し、又は使用人等を駐在させる場合を除く。)」を加え、「及び営業」を「、営業」に改め、「種別」の右に「及び施設外玄関

帳場の所在地（施設外玄関帳場を設置した場合に限る。）」を加え、同項を同条第9項とし、同項の次に次の1項を加える。

10 営業者は、施設外玄関帳場を設けるときは、当該施設外玄関帳場の外部から見やすい場所に、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

(1) 当該施設外玄関帳場を第10条第1項の規定により設ける施設外玄関帳場とする施設の名称

(2) 施設外玄関帳場である旨

第18条第7項の次に次の1項を加える。

8 営業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所に、人を宿泊させる間駐在し、又は使用人等を駐在させなければならない。

(1) 第10条第1項の規定により施設外玄関帳場を設ける場合及び同条第2項の規定により玄関帳場を設けない場合 施設におおむね10分以内に到着することができる場所

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 施設の内部

第23条各号列記以外の部分中「第7条の2」を「第7条の2各項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法（以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けている者（法附則第15条又は第16条第3項の規定により許可を受けたものとみなされる者を含む。以下「営業者」という。）が営む当該許可に係る旅館業の施設の構造設備のうち、この条例による改正後の京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1号及び第6号イの規定に適合しないものについては、これらの規定は、当該構造設備が変更されるまでの間、適用せず、なお従前の例による。

3 改正後の条例第18条第8項の規定は、許可の申請（平成30年9月15日前にされたものに限る。）に係る施設、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項（同法第87条第1項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による確認の申請（同日前にされたものに限る。）に係る施設及び同日前にこの条例による改正前の京都

市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第16条第1項に規定する標識又は改正後の条例第16条第1項に規定する標識が設置された施設において旅館業を営む者並びに営業者（旅館業法施行令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備として厚生労働省令で定める基準に適合するもの及び改正後の条例第10条第1項後段に規定する施設外玄関帳場をいずれも設けていない者に限る。）については、平成32年3月31日までの間、適用しない。

(保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課)